

平成20年度環境技術開発等推進費（戦略一般（地域枠）、戦略指定（健康リスク評価技術等分野））
公募要領

平成20年2月15日
環境省総合環境政策局

1. 制度の趣旨

持続可能な21世紀社会の構築、環境と経済の好循環に向けて、環境分野の研究・技術開発（以下単に「研究開発」という。）は重要な要素のひとつである。

このため、広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案のあった応募者が所属する試験研究機関等に当該研究開発を委託して実施することにより、研究開発の推進を図るものである。

今回、平成20年度環境技術開発等推進費の新規課題の追加募集として、戦略一般領域の「地域枠」、戦略指定領域の「健康リスク評価技術等分野」に係る提案を公募する。

なお、本公募は、本来平成20年度予算が成立した後に行うべきであるが、できるだけ早く研究開発費を配分するために予算成立前に行うものであり、課題の採択及び研究開発費の配分内容に変更が生じる場合がある。

2. 研究開発の対象

研究開発の対象とする研究開発領域及びその技術分野（以下「対象分野」という。）は、表1の各項に掲げるものとする。なお、具体的に募集する技術分野の内容は、別紙1のとおりである。

表1 研究開発領域と研究分野等

項	研究開発領域	対象分野 (注1)	研究開発費の規模 (注2)	期間
1	戦略一般研究のうち 地域枠(注3)	・大気・都市環境 ・水・土壌環境 ・自然環境(注4) ・生態リスク評価	5百万～3千万円	2年又は 3年
2	戦略指定研究	・健康リスク評価 (注5)	1千万以内	2年

(注1) 地球環境研究総合推進費 (<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>)、廃棄物処理等科学研究費補助金 (http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html) 及び地球温暖化対策技術開発事業 (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/koubo_7/index.html) における対象技術分野に該当する研究開発課題は、公募の対象としない。

(注2) 1年当たりの額で、間接経費を含む。

(注3) 地域の独自性・特性を活かした「地域枠」のみを公募の対象とする。地域枠では、都道府県等が設置する地方公共団体環境試験研究機関等が主体的に研究開発を実施する課題であり、委託額のうち3分の1以上が地方公共団体環境試験研究機関等に配分される研究課題とする。

(注4) 自然環境分野については、国内を対象とした都市・流域圏の自然共生化技術に係るものであり、国際的な都市再生・産業転換、地球規模又は越境レベルの物質循環機構、生物多様性の保全等、地球環境問題の解決に係る技術開発を主目的とした研究は対象としない。

(注5) 具体的な内容については別紙1の「戦略指定分野において募集する研究分野」とおりとする。

3. 公募の要件

(1) 応募者の要件

① 応募者（以下「研究開発代表者」という。）は、次のア～キに掲げる試験研究機関等に常勤の研究者として所属する者

ア. 国立試験研究機関

イ. 独立行政法人試験研究機関

ウ. 学校教育法に基づく大学（大学共同利用機関法人を含む。）、高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）

エ. 特別な法律により設立された法人又は民法第34条の規定に基づき設立された法人の試験研究機関・部門

オ. 地方公共団体の試験研究機関

カ. 民間企業（日本の法人格を有すること。）の試験研究機関・部門

キ. その他日本の法人格を有する組織の試験研究機関・部門

② 研究開発代表者は、研究開発分担者と共同して共同研究開発プロジェクトを組むことができる。この場合、研究開発代表者は、あらかじめ、研究開発分担者の承諾を得ること。共同研究開発プロジェクトは、産学官の連携が図られていることが望まれる。

③ 外国出張その他の理由により、長期にわたって研究開発代表者の責任を果たせなくなる場合及び定年等により退職し、試験研究機関等を離れると予想される場合には、研究開発代表者になることを避けること。

(2) 研究開発分担者

研究開発分担者は、3. (1)①に規定する応募者の要件を満たす者とする

(3) 試験研究機関等の承認

研究開発代表者及び研究開発分担者は、あらかじめ、次の①及び②の事項についてそれぞれの所属する試験研究機関等の代表者の承認を得ること。

① 提案に係る課題を所属する試験研究機関等の業務（公務）として行うこと（3. (1)①ア及びイの試験研究機関に属する研究開発代表者又は研究開発分担者に係る承認については、この限りでない。）

② 試験研究機関等の経理担当部局が研究開発費の管理を行うこと

(4) 応募の数の制限

同一の技術分野に対して応募できる課題数は、研究開発代表者、研究開発分担者にかかわらず1件に限る。（同一試験研究機関等において、異なる研究開発代表者又は研究開発分担者が同一の技術分野に対して応募することを妨げるものではない。）

4. 課題の採択

(1) 採択予定数

若干数

(2) 採択

環境省内に設置する「総合研究開発推進会議」（総合環境政策局長が委嘱する外部有識者で構成）の事前評価の結果を踏まえ、財務省と協議を行った上で、環境省において採択する。

(3) 事前評価の方法

① 事前評価は、「書面評価」及び「ヒアリング評価」により実施する。

② 書面評価は、応募書類を基に「2. 研究開発の対象」及び「3. 公募の要件」において示す事項への適合性並びに研究開発の目的・目標、内容、計画等の観点から行う。書面評価の結果は、公募締切後

概ね1か月後を目途に、研究開発代表者に対して通知する。

③ ヒアリング評価は、書面評価において高い評価を得た課題について、研究開発代表者又は研究開発分担者からのヒアリングを基に上記②の観点（適合性の観点を除く。）から総合的に行う。

(4) 採択の結果等の公表

採択及び事前評価の結果は研究開発代表者に対して通知するとともに、採択された課題に係る研究開発代表者及び研究開発分担者並びに計画の概要等は環境省ホームページに掲載するほか、印刷物により公表することがある。

5. 研究開発費の配分

(1) 研究開発費の規模

① 研究開発費の規模及び研究開発期間は、原則として、表1のとおりとする。

② 研究開発費は、年度ごとに当該年度分の額を決定する。ただし、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができるものとする。

ア. 試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難

研究の着手により初めて明らかになる、汚染の状況など当初予期しなかった新たな現象や知見に遭遇した場合、また研究課題採択から研究計画を確定する間において新たな知見が発生した場合、内外の関連学会等の情報収集や当初の研究方式の再検討などを行う必要があり、それに予想以上の日数を要する恐れがある場合。

イ. 計画に関する諸条件

研究計画実施中において、新技術・新材料及び新規条件の出現、装置等の仕様再検討の必要、研究の進捗状況に応じた評価の実施や優秀な研究者の適時確保の困難、海外研究機関との共同研究における相手先の不測の事態の発生などにより、当初計画の変更を余儀なくされる場合。

ウ. 気象の関係

屋外での調査研究において、台風、豪雨、豪雪等の天候により、大きく影響されることとなり、研究の遅延を余儀なくされる場合。

エ. 資材の入手難

研究計画実施上必要となる、特殊な素材や材料（DNAチップなど）の入手や製作が困難となり、その結果研究の遅延を余儀なくされる場合。

オ. その他のやむを得ない事由（ア～エの事由に類似した事由に限る。）

(2) 研究開発期間

① 研究開発期間は、原則として、表1のとおりとする。

② 研究開発期間の延長は、原則として、中間評価を実施し、高い評価を得たものについて行う。

③ 中間評価において評価が低かった場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度の研究開発費を減額する等の措置をとる場合がある。また、研究開発を中止すべきと評価された場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度以降は、研究開発費の配分を行わない。

（注）中間評価は、「環境技術開発等推進費に係る研究開発評価実施要領（平成16年4月1日総合環境政策局長決定）」（以下「評価要領」という。）により実施するものであり、中間評価は、研究開発期間が3年のものは研究開発開始後2年目の下半期に、4年以上のものは3年目の上半期に実施するものと定めている。

(3) 研究開発費の配分方法

① 研究開発費の配分は、原則として次の方法で行う。（以下の図参照。）

ア. 研究開発代表者が国立試験研究機関に所属する場合 当該機関の所管府省への移替えによる方法
 イ. 研究開発代表者が独立行政法人試験研究機関に所属する場合 当該法人の所管府省への移替えの上、所管府省からの委託による方法

ウ. ア、イ以外の場合 環境省から当該試験研究機関等への委託による方法

(注) 委託契約に基づき、必要があると認められる経費について概算払いすることができるが、委託費の支払いは、原則として、毎年度、委託契約期間終了後の精算払いとしていることから、余裕を持った研究資金計画とすること。

② 研究開発分担者への研究開発費の配分は、原則として、研究開発代表者の所属する試験研究機関等と研究開発分担者の所属する試験研究機関等との間の委託契約によるものとする。

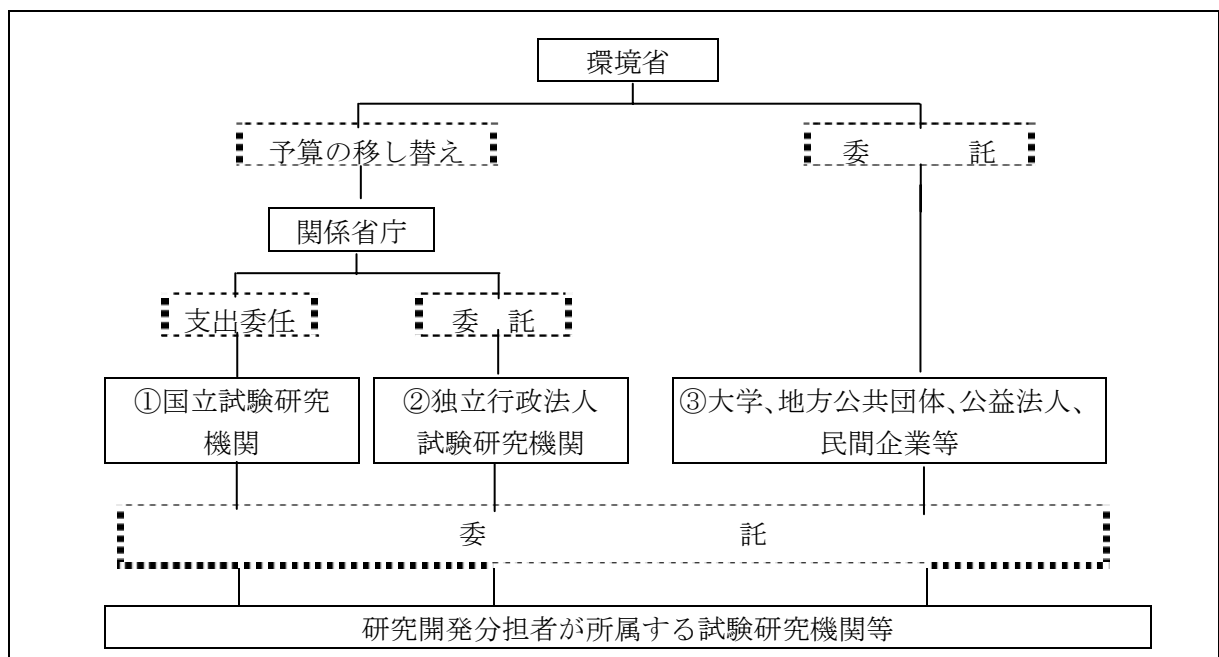


図 研究費の配分方法

(4) 研究開発費として計上できる経費の範囲

① 研究開発費として計上できる経費は、研究開発計画の実施及び成果のとりまとめに必要な経費とし、主なものは次のとおりとする。

ア. 直接経費（研究開発に直接的に必要な経費）

非常勤職員手当、諸謝金、職員旅費、試験研究旅費、外国旅費、委員等旅費、試験研究費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、外注費）、委託費

イ. 間接経費（研究開発の実施に伴う試験研究機関等の管理等に必要な経費。別紙2参照）

直接経費の30%相当とする。ただし、直接経費の30%相当を受け入れられない場合において、当該研究開発課題の採択内定後、その理由を付して申し出る場合は、この限りでない。

② 次の経費は直接経費として計上できない。

ア. 建物等施設に関する経費

イ. 試験研究機関等として通常備えるべき設備備品を購入するための経費

ウ. 研究開発実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ. その他研究開発に関連性の無い経費

(5) 研究開発費の執行の管理

研究開発費の使用、配分等の執行については、試験研究機関等の経理担当部局が適切に管理するもの

とする。

6. 研究開発代表者、研究開発分担者の責務

(1) 研究開発代表者の責務

研究開発代表者は、応募した課題が採択されたときは、研究開発の実施及びとりまとめ並びに研究開発費の適正な執行について全ての責任を有するとともに、次の事項を行うものとする。

① 研究開発の実施にあたっては生命倫理・安全に関する指針等の関係法令等を遵守するとともに、研究開発を着実かつ誠実にを行うこと。

② 経費（研究開発分担者に配分された経費を含む。）の支出について、所属する試験研究機関等の経理担当部局と協力して把握・管理するとともに、環境省の求めに応じて報告すること。

③ 採択された課題は成果発表並びに評価要領に規定する中間評価、事後評価及び追跡評価の対象となることから、環境省の求めに応じて、これに必要な資料の提出又は説明を行うこと。

④ 毎年度、研究開発の進捗状況についてとりまとめ、進捗状況報告書（研究開発が終了したときにあつては、研究開発成果報告書）として提出すること。

進捗状況報告書及び研究開発成果報告書には、次の事項を記載すること。

ア. 研究開発の概要、年次計画

イ. 当該年度（研究開発成果報告書にあつては、全年度。以下同じ。）の研究開発の実施内容と結果

ウ. 研究開発成果報告書にあつては、研究開発の成果のまとめ

エ. 当該年度の研究開発に係る成果の発表等（論文発表、特許取得、取材対応等）の状況

⑤ 研究開発成果の学会誌、学術図書への投稿、掲載等により成果の積極的な普及に努めるものとする。また、その場合には、本制度の研究開発成果（又はその一部）である旨を記載するとともに、速やかに当該印刷物を環境省に送付すること。

(2) 研究開発分担者の責務

研究開発分担者は、分担する共同研究開発プロジェクトの実施及びとりまとめ並びに配分された研究開発費の適正な執行について責任を有するとともに、研究開発代表者が行う上記①から⑤までの事項について必要な協力を行うこと。

また、研究開発代表者に対して行う報告は、委託契約に基づき、研究開発分担者の所属する試験研究機関等から行うものとする。

7. 注意事項

(1) 既助成課題の応募の禁止

既に他府省の研究費助成制度による助成（平成20年度末をもって終了するものを除く。）を受けている（助成の決定を含む。）研究等と内容が同様と認められる課題について、当該研究等を実施している者（分担を受けて実施する者を含む。）は本制度への応募を行ってはならないこととする。

また、研究開発代表者及び研究開発分担者は、本制度への応募後、当該応募に係る課題と内容が同様と認められる課題について、他府省の制度による助成が決定した場合は、直ちに環境省に連絡するものとする。

なお、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があるものとし、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある。

(2) 研究開発代表者の変更等の措置

研究開発代表者は、採用、転出又は転任などの事由により所属する試験研究機関等を変更する場合、

若しくは、事故、病気又は長期の出張その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得るものとする。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択の取消し、委託契約の解除、研究開発費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあるものとする。

(4) 不適正経理等に対する措置

研究開発費の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により研究開発費の配分を受けた場合に関し、環境省では「環境省の所管する競争的資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定」（平成 17 年 3 月 22 日大臣官房廃棄物リサイクル対策部、総合環境政策局、地球環境局）を策定しており、研究開発代表者又は研究開発分担者が関与した場合、研究資金の執行停止、返還、申請資格の制限等、必要な措置を講ずるほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしており、他府省を含む他の競争的研究資金担当課により、競争的研究資金への応募が制限される場合がある。

(5) 不正行為に対する措置

研究上の不正行為（研究データのねつ造、改ざん、盗用等）に関し、環境省では「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成 18 年 11 月 30 日総合環境政策局長決定）を策定しており、研究上の不正行為があったと認定された場合、研究資金の執行停止、返還、申請資格の制限等、必要な措置を講ずるほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしており、他府省を含む他の競争的研究資金担当課により、競争的研究資金への応募が制限される場合がある。

(6) 研究費の適正な管理について

研究資金の管理が研究機関の責任において適正に行われるよう、環境省では「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 18 年 3 月 30 日総合環境政策局長決定）を策定しており、当ガイドラインに沿った対応により、各研究機関は研究費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を行うこと。

(7) 研究の中止等の措置

研究開発代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、研究の中止等について環境省と協議するものとする。

(8) 総合研究開発推進会議検討員との接触の禁止

新規課題の採択は、外部有識者からなる総合研究開発推進会議における評価結果を踏まえ、決定しており、検討員名は課題採択後ホームページで公表するが、研究開発代表者及び研究開発分担者においては、採択後も評価に係る事項についての検討員との一切の接触を禁止するものとする。

8. 応募手続きについて

(1) 応募の方法

原則、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での応募とします。ただし、応募受付期限までに研究機関の登録が完了しない等やむを得ない事情により当該システムを使用できない場合にあっては、メールでの応募を受け付けます。なお、この場合でも、後日システムへ登録を行う必要があるため、3月中旬までに府省共通研究開発管理システムへ研究機関及び研究者は登録を完了してください。

(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募について

① 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続きから成果報告等に至る一連のプ

ロセスをインターネットを經由して処理する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

②システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り環境省にて受付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けます。

環境技術開発等推進費のホームページ（<http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html>）およびシステムのポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）をよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

（問い合わせ先一覧）

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	環境技術開発等推進費 戦略一般領域（地域枠） 戦略指定領域（健康リスク評価技術等分野）	03-3581-3351（代表）内線6245 e-mail：so-suishin@env.go.jp 03-3581-3351（代表）内線6343、6344 e-mail：HOKEN05@env.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 （受付時間帯） 午前9：30～午後5：30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始（12月29日～1月3日）を除く

③システムの使用に当たっての留意事項

ア．システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

イ．システムの利用可能時間帯

平日は、午前6：00より翌午前2：00までを利用可能時間帯とします。日曜日は、午後6：00より翌午前2：00までを利用可能時間帯とします。土曜日、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は運用停止とします。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

ウ．研究機関の登録

システムを經由して応募する場合、所属する研究機関は応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

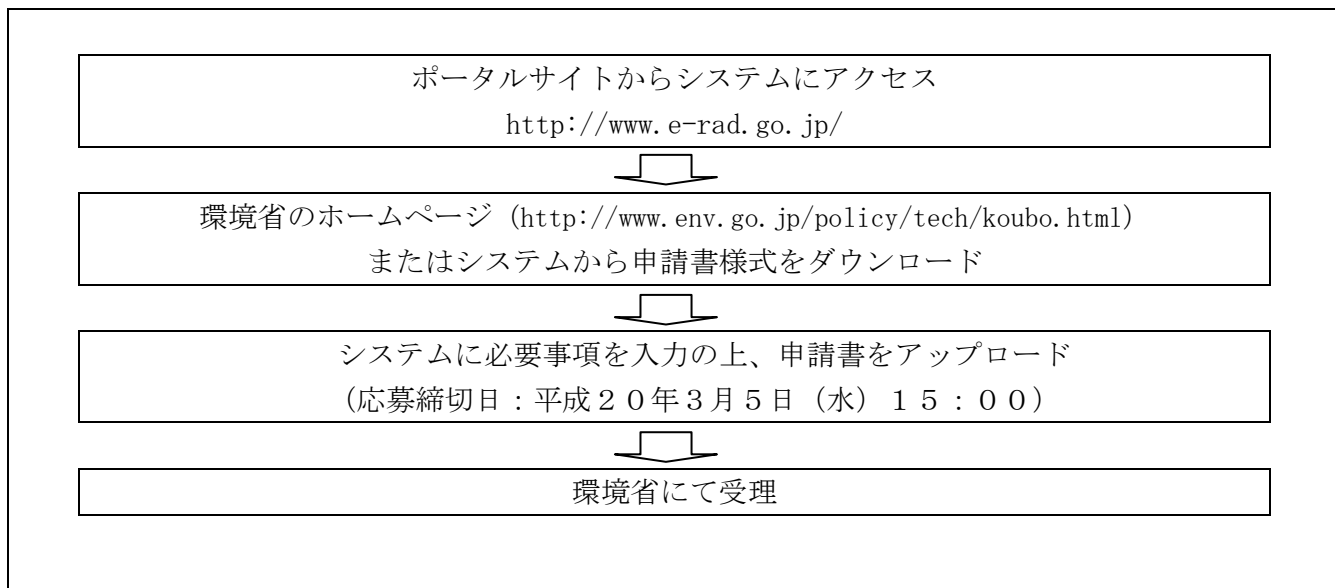
エ．研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

オ. 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

④システムを利用した応募の流れ



⑤注意事項

- ・システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。
- ・制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
- ・申請書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、ポータルサイトを参照してください。
- ・申請書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトの操作方法を参照してください。公募時にアップロードできるファイルの最大容量は3MBです。
- ・申請書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルへ変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトを参照してください。
- ・環境省へ提出後の修正は認められません。
- ・申請書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

(3) メールを使用した応募について

①応募様式

環境省のホームページからダウンロードして入手してください。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/koubo.html>

②提出期間

応募締切日：平成20年3月5日（水）15：00

③添付ファイルの作成

- ・応募様式に係る添付ファイルの作成は、Word2002（これより古いバージョンを含む。）により行ってください。
- ・補足説明図等に係る添付ファイルの作成は、Word2002、PowerPoint2002 又は Excel2002（これより古いバージョンを含む。）により行ってください。
- ・使用するフォントは一般的に用いられているものとし、文字化け、誤字脱字の原因となるので、特殊な文字、記号を使用しないでください。
- ・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするよう工夫してください。特に図表等を挿入する場合でも、ファイルの容量は 500KB 程度を上限とします。
- ・添付ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。

④提出先

- ・戦略一般領域（地域枠）について
環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL：03-3581-3351（代表）内線6245
e-mail：so-suishin@env.go.jp
- ・戦略指定領域（健康リスク評価技術等分野）について
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課環境リスク評価室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL：03-3581-3351（代表）内線6343、6344
e-mail：HOKEN05@env.go.jp

9. その他必要な事項

特許権等の研究開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させ得るものとする。納入される成果物に請負者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、請負者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとする。

その他、以下の資料を参照すること。

今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（答申）（平成18年3月中央環境審議会）」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/council/toshin/t02-h1807.html>

<http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

また、今後取り組むべき生物・生態系研究開発課題の例などについては、「生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループ報告書（平成16年7月総合科学技術会議）」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/project/envpt/report/bioeco-j.pdf>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針（平成18年10月19日総合環境政策局長決定）」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.html>

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置については、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」を参照のこと。

http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h18/pdf/sisin_h18.pdf

研究開発費の不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成17年3月22日環境省）」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>

公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成18年8月31日総合科学技術会議）」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成18年2月28日総合科学技術会議）」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>

データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応方針（平成18年11月30日総合環境政策局長決定）を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/gl.pdf>

配分先全てにおいて環境省から配分される競争的資金を適正に管理するための必要な事項を示したガイドラインについては、「環境省における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成20年3月30日総合環境政策局長決定）」を参照のこと。

http://www.env.go.jp/policy/tech/kansa_guideline.pdf

戦略一般分野において募集する研究分野**1. 自然共生型社会の構築領域**

- 1-①生態系総合監視システムの構築
- 1-②気候や洪水などの緩和に関する生態系サービスと文化的側面の生態系サービスの変化予測に関する研究
- 1-③生物多様性データベースの統合化技術の開発
- 1-④生物多様性・生態系等の変動モデルの構築
- 1-⑤科学的な予測手法との組み合わせによる予防的な生物多様性保全対策の充実
- 1-⑥自然共生型都市・流域圏、健全な水循環を実現するための管理手法の開発（特に地下水を適正に管理するための技術開発）
- 1-⑦閉鎖性海域及び湖沼の水環境改善の推進
- 1-⑧必須物質（C, N, P, S）等の循環動態の解明と生物多様性・生態系への影響評価の研究
- 1-⑨大気又は水・物質循環に関するモニタリング・評価手法・モデリングの高度化
- 1-⑩陸域・海域の生態系の管理・再生技術に係る統合化・システム化に係る研究
- 1-⑪ヒートアイランド対策技術、社会シナリオ評価に関する研究
- 1-⑫その他、独創的・革新的な環境技術開発に資する研究

※自然環境分野については、国内を対象としたものであり、国際的な都市再生・産業転換、地球規模又は越境レベルの物質循環機構、生物多様性の保全等、地球環境問題の解決に係る技術開発を主目的とした研究は対象としない。

2. 安全・安心で質の高い社会の構築領域

- 2-①簡易迅速な化学物質安全性評価手法の開発
- 2-②化学物質リスク監視体制の構築に資する研究
- 2-③水域・陸域生態系のリスク評価手法の開発・高度化
- 2-④製品のライフサイクルにおける化学物質環境リスク評価とリスク低減方法に関する研究開発
- 2-⑤ナノ粒子やナノ材料に対する評価手法開発
- 2-⑥固定発生源、自動車道路近傍での大気汚染物質、有害化学物質の拡散・移動モデルに係るばく露評価
- 2-⑦大気中の重金属など未規制物質の広域監視技術、環境微生物の迅速分析技術などの技術開発
- 2-⑧アスベストの簡易かつ的確なモニタリング技術の開発
- 2-⑨BAT/BEP の考え方を踏まえた有害物質処理技術の開発
- 2-⑩排出抑制技術、代替物質・代替技術の世界的な普及を念頭においた、POPs・有害な重金属等の管理・環境排出抑制策の技術の開発
- 2-⑪排水中の（中でも温泉排水を対象とした）ほう素・ふっ素除去技術の開発
- 2-⑫その他、独創的・革新的な環境技術開発に資する研究

戦略指定分野において募集する研究分野

環境は様々な事象が複合した系であり、未解明な現象や現状の環境保全技術では対応できない課題が非常に多く、基礎段階から徹底的な研究が必要である。

また、今後新たな環境問題が発見され、また、その解決までに長期を要する環境問題もあると考えられることから、将来の環境状況を予測するとともに、予想される将来の環境リスクに予防的に対応するための研究開発課題に取り組む必要がある。このため、産学官の連携の下、次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するための基礎的・基盤的研究を重点的に実施する。

健康リスク評価技術等分野の公募に当たっては、21世紀環境立国戦略、環境基本計画等を熟読の上、環境省として問題解決が求められているテーマに沿って応募すること。具体的には、多種多様な環境リスク要因が健康に及ぼす影響についての総合的・複合的評価に必要な基礎研究を対象とし、以下の1～5に掲げるテーマを対象とする。

※研究開発費の配分に関しては、1～4のテーマについて1課題300～1,000万円、5のテーマについて、1課題300万円以内を想定。

1. 新しい環境リスク評価手法に関する研究

- ・様々な環境リスクを評価するための新たな評価手法の開発
- ・トキシコゲノミクス、QSAR(Quantitative Structure-Activity Relationship)等の新たな手法を用いた有害性評価手法
- ・日本における化学物質等のばく露を把握する調査手法に関する研究

2. 高感受性集団のリスク評価に関する研究

- ・小児・高齢者等の高感受性群を対象とした毒性メカニズムの解明
- ・発生源周辺等のばく露量の高い集団への影響に対するばく露評価手法の開発

3. 大気環境汚染物質の健康影響に関する研究

- ・粒子状物質・オゾンに関する疫学研究

4. ダイオキシン類の健康リスク評価に関する研究

- ・ダイオキシン類の多様な毒性メカニズムの解明
- ・人におけるダイオキシンの毒性に関する研究
- ・ダイオキシンのリスク評価（ダイオキシンの耐容一日摂取量（TDI）設定等）に活用可能な調査研究

5. 環境リスクに関する法的アプローチに関する研究

- ・環境リスク評価における個人・企業に係る情報の公開と保護（インフォームドコンセントを含む）の在り方に関する研究
- ・企業が先行的に保有する有害性情報についての権利の保護と関係者（他企業、研究所、国等）との間の情報共有・共同利用の在り方に関する研究

間接経費の主な使途の例示

○管理部門に係る経費

- －施設管理・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

○研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －特許関連経費
- －研究棟の整備、維持及び運営経費
- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- －設備の整備、維持及び運営経費
- －ネットワークの整備、維持及び運営経費
- －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- －図書館の整備、維持及び運営経費
- －ほ場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
- －広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究開発課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。